

千葉北リトルシニア野球協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本チームは、日本リトルシニアリーグ関東連盟に所属し「千葉北リトルシニア野球協会」と称する。

(事務所)

第2条 本チームは、事務所を事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本チームは、野球を愛好する子ども達に対して、野球技術の鍛錬と体位の向上を図るとともに、その活動を通じて「感謝」「闘志」「友情」「勇気」「努力」の精神を養成し、有能で、かつ、誠実な社会人に成長させることを目的とする。

(活動)

第4条 本チームは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 公式試合の出場
- (2) 他チームとの交流
- (3) 練習及び集会
- (4) その他本チームの目的達成に必要な活動

第2章 組織

(組織)

第5条 本チームは、次の者によって組織する。

- (1) 会員（選手）
- (2) 役員
- (3) 会員の父母又は保護者

第3章 会員

(会員)

第6条 本チームの会員は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 原則として年齢12歳から15歳までの者
 - (2) 本チームの会長、事務局長及び監督が入会を適当と認めた者
- (会員の入会手続き)

第7条 本チームの会員となろうとするときは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会員の入会金、会費等)

第8条 本会員となった者は、次の入会金、会費、施設費等を納入しなければならない。

- (1) 入会金 5千円

- (2) 会費（毎月） 8千円会費は前納とする。
- (3) 施設費（年2回） 1万円
- (4) 合宿費、学年費その他運営上の必要な経費
(会員の退会)

第9条 会員が中途で退会を希望するときは、退会届けを提出しなければならない。

2 会員が本チームの目的に反する行為をしたときは、会長、事務局長及び監督の承認の上、退会とすることができます。

第4章 役員

(役員)

第10条 本チームは、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 審判長 1名
- (5) 総監督 1名
- (6) 監督 1名
- (7) 会計監査 1名
- (8) 会計長 1名
- (9) 父母会の代表 1名

2 前項各号に掲げる役員のほか、本チームの円滑な運営を図るため名誉会長、顧問等を置くことができる。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本チームを代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長の指示事項の事務、役員会の運営と決定事項の推進並びに業務の円滑化に努める。
- (4) 審判長は、審判員として本チームを代表するとともに、各審判員と協力し試合の審判を担当する。
- (5) 総監督は、監督及びコーチを統括し、並びに会長、副会長及び事務局長を補佐する。
- (6) 監督は、各コーチと協力し、会員全員の技術の向上と心身の健全な育成に努める。
- (7) 会計監査は、会計事務を監査する。
- (8) 会計長は、会計事務を行う。

(9) 父母会の代表は、会員の父母又は保護者を統括する。

2 前項各号に掲げる任務のほか、必要により各役員は、協力し、会員の活動に支障がないよう努めなければならない。

第5章 役員会

(構成)

第13条 役員会は、すべての役員をもって構成する。

(権限)

第14条 役員会は、次の事項について決議する。

- (1) 予算及び決算の承認
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 本規約の改正
- (4) その他本チームの運営上必要と認められる事項の審議

(開催)

第15条 役員会は、定時役員会として毎年会計監査終了後1か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 役員は、必要があると認めるときは、役員会に会員の父母又は保護者等の役員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(議長)

第16条 役員会の議長は、当該役員会において互選する。

(決議)

第17条 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 役員の解任
- (2) 本規約の改正

第6章 会員の父母等の義務

(会員の父母等の義務)

第18条 父母会の会員は、会員とともに活動に参加し、父母会規約に定められた事項を厳守し、役員と協力し、会員の育成に努めなければならない。

第7章 会計

(収入)

第19条 本チームの収入金は、次のものとする。

- (1) 会員の入会金、会費、施設費
- (2) 寄付金（後援会からの助成金等を含む。）
- (3) その他収入金
（経費）

第 20 条 本チームの経費は、前条各号に掲げる収入金をもって充てる。

2 前項に定める経費のほか、必要な事項は、会計規約に定める。

（予算及び決算）

第 21 条 本チームの予算は、毎年役員会の決議を経て定めなければならない。

2 本チームの収入支出決算は、毎会計年度終了後 2 か月以内に会計監査の監査を経て、その後役員会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第 22 条 本チームの会計年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月末日に終わる。

第 8 章 雜則

（雑則）

第 23 条 本規約の施行細則の必要性が生じたときは、役員会の了承を得て別に定める。

附 則

2006 年 4 月 2 日改定

2007 年 4 月 1 日改定

2014 年 4 月 1 日改定

2016 年 4 月 1 日改定

2025 年 2 月 1 日改定